

平成30年4月19日

原子力規制委員会 殿

東海・大洗原子力規制事務所
統括原子力保安検査官 栗崎 博

平成30年度保安検査実施方針について

三菱原子燃料株式会社に対する平成30年度保安検査実施方針を下記のとおり定め
ましたので提出します。

記

1. 基本検査で実施する保安検査の内容

(1) 改善活動への取組状況に係る検査

従業員の気付き等の情報を収集・評価し改善に繋げる活動、また自社及び他社
等の不適合事象に対する不適合管理、是正処置及び予防処置等の改善活動が重要
であることから、事業者のそれらに対する改善活動の取組状況について検査する。

(2) 保守管理等の実施状況にかかる検査

事業者において、ダクトの未点検部分が存在したことから、事業者が安全機能
を有する設備等に対して、その特性を考慮した上で、図面などの最新状態を把握
できる図書の整備状況及び保守の計画が作成され、それを実施するための体制が、
構築され、点検が適切におこなわれていることを検査する。

(3) 異常事象発生時の措置に係る検査

昨年度は、他事業者において、計画外の放射線業務従事者の被ばく、核燃料物
質等の漏えい、想定していなかった汚染等が発生したことから、異常事象等が発
生した場合について、拡大防止対策や必要な措置が確実に行われるよう、体制、
資器材、手順等が整備され、要員に対し教育・訓練が行われていること等を検査
する。

(4) 外部事象等に対する体制の整備状況

外部事象等に対する体制については新規制基準において強化されているところ
であり、関連設備・機器等の管理や、非常時の体制、要員の教育訓練、関連規定
類の整理など様々な事業者の取組が重要となっていることから、事業者の外部事
象等に対する体制の整備状況について検査する。

(5) 設計・開発及び改造の実施状況

設計・開発及び改造が継続的に実施されることから、それらに係る保安規定の

遵守状況及び安全管理、進捗管理が確実に実施されているか検査する。

2. 追加検査で実施する保安検査の内容

なし

3. 保安検査実施時期（期間）

- (1) 第1四半期：5月下旬～6月上旬（1週間）
- (2) 第2四半期：8月初旬～8月下旬（1週間）
- (3) 第3四半期：11月初旬～11月下旬（1週間）
- (4) 第4四半期：2月初旬～2月下旬（1週間）

以上